フォークリフト　作業開始前の点検

労働安全衛生規則 第151条の25＝その日の作業を始める前に、一〜四号の4つの事項を点検する（「その他」は取扱説明書の目安）

年月	年　月	機械	種類・最大荷重・機体番号
現場		運転者	

日	点検者	制動・操縦	荷役・油圧	車輪	灯火・警報	その他	異常の内容と補修（補修した時刻・した人）	作業の開始
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

フォークリフトを使う日は、その日の作業を始める前に、ブレーキと操縦装置・荷役装置と油圧装置の機能、車輪の異常の有無、前照灯・後照灯・方向指示器・警報装置の機能を点検します（労働安全衛生規則 第151条の25）。「その他」の欄は取扱説明書の始業点検（バッテリー液・燃料・オイルなど）の目安です。異常を認めたときは、直ちに補修します（第151条の26）。 結果は「良」か「異常」を書きます。使わない日は空欄のままにします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/forklift-tenkenhyo-template/

フォークリフト　月例の自主検査記録

労働安全衛生規則 第151条の22（1か月以内ごとに1回）・第151条の23（結果を記録して3年間保存）

機械	種類・最大荷重	**機体番号**	
検査年月日	年　月　日	**検査をした人**	
特定自主検査	前回の年月・検査した人か検査業者	**立会い**	
結果の数			

検査する事項（号の順）と結果

結果＝良／要補修／対象外。要補修が1つでもあれば、補修してから使う

号	検査する事項（見るところの例）	検査方法	結果	異常の内容	補修の内容と補修した日
一	制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無 フットブレーキと駐車ブレーキの効き。クラッチの切れ（クラッチの無い機種は除く）。ハンドルの遊びとがた				
二	荷役装置及び油圧装置の異常の有無 フォークの曲がり・割れ・爪の減り。マストとリフトチェーンの張りと傷み。リフト・ティルトのシリンダーと油圧ホースの油もれ				
三	ヘッドガード及びバックレストの異常の有無 ヘッドガードとバックレストの曲がり・割れ・取付けのボルトのゆるみ				

補修の内容	
記録の保存	3年間保存（労働安全衛生規則 第151条の23）

1か月以内ごとに1回、制動装置・クラッチ・操縦装置、荷役装置と油圧装置、ヘッドガードとバックレストを自主検査します（労働安全衛生規則 第151条の22）。結果は記録して3年間保存します（第151条の23）。このほかに1年以内ごとに1回、資格のある人か検査業者が行う特定自主検査があります（第151条の21・第151条の24）。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/forklift-tenkenhyo-template/